

令和5年第1回上里町議会定例会会議録第3号

令和5年3月9日（木曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7（町長提出議案第 1号）上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8（町長提出議案第 2号）上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9（町長提出議案第 3号）上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10（町長提出議案第 4号）上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11（町長提出議案第 5号）上里町手話言語条例について
- 日程第 12（町長提出議案第 6号）上里町町道路線の廃止について
- 日程第 13（町長提出議案第 7号）上里町町道路線の認定について
- 日程第 14（町長提出議案第 8号）工事請負契約の変更について
- 日程第 15（町長提出議案第 9号）上里町が本庄市に委託する一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の変更について
- 日程第 16（町長提出議案第10号）令和4年度上里町一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第 17（町長提出議案第11号）令和4年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 18（町長提出議案第12号）令和4年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 19（町長提出議案第13号）令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 20（町長提出議案第14号）令和4年度上里町水道事業会計補正予算（第5号）について

出席議員（14人）

1番	石井慎也君	2番	伊藤覚君
3番	金子義則君	4番	戸矢隆光君
5番	高橋勝利君	6番	飯塚賢治君
7番	猪岡壽君	8番	齊藤崇君
9番	植原育雄君	10番	高橋正行君
11番	新井實君	12番	杳澤幸子君
13番	高橋仁君	14番	黛浩之君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	山下博一君	副町長	島田邦弘君
教育長	齊藤雅男君	総務課長	山下容二君
総合政策課長	坪本和馬君	税務課長	山田隆君
町民福祉課長	亀田真司君	子育て共生課長	飯塚郁代君
健康保険課長	及川慶一君	高齢者いきいき課長	間々田由美君
道路整備課長	宮下忠仁君	まちづくり推進課長	吉田広毅君
まちづくり推進課長	吉田広毅君	産業振興課長	吉村貴文君
教育総務課長	望月誠君	教育指導課長	小久保幹則君
生涯学習課長	金井憲寿君	上下水道課長	根岸利夫君

事務局職員出席者

事務局長 神村輝行 係長 飯塚剛

◎開 議

○議長（黛 浩之君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎日程第7 町長提出議案第1号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第7、町長提出議案第1号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 皆様、おはようございます。

御提案申し上げました議案第1号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、民法等の一部を改正する法律の一部の規定が施行されることに伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

民法等の一部を改正する法律の一部の規定の施行により、民法において、親権者の子に対する懲戒権の規定が削除され、新たに、子の人格の尊重等に関する規定を設ける改正が行われました。

併せて児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律においても同種の改正が行われ、児童福祉施設の長等の懲戒権限の乱用禁止に関する規定を削除するなどの改正が行われたものでございます。これらに伴い、本条例においても、懲戒権限の乱用禁止に関する規定を削除いたします。具体的には、第26条、懲戒に係る権限の乱用禁止を削除するものでございます。

最後に、附則につきましては、施行期日を公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上で、上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第1号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第8 町長提出議案第2号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第8、町長提出議案第2号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第2号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、児童の安全の確保を規定する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、令和4年厚生労働省令第159号及び学校、児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、令和4年厚生労働省令第175号が公布され、また、民法等の一部を改正する法律、令和4年法律第102号の一部の規定が施行されることに伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、家庭的保育事業所等の設備及び運営に関する基準において、児童の安全の確保に関する規定として、安全計画の策定の義務化、保育所及び家庭的保育事業所等については、特有の設備並びに専従の人員について共用可能とすること、さらに、衛生管理についての具体的な内容を加えるなどの

規定が追加される改正が行われたものでございます。

また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、幼児等の所在確認と安全装置の装備の義務化が求められることとなりました。

また、民法等の一部を改正する法律の一部の規定の施行により、民法において、親権者の子に対する懲戒の規定が削除され、新たに、子の人格の尊重等に関する規定を設ける改正が行われました。

併せて児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律においても同様の改正が行われ、児童福祉施設の長等の懲戒権限の乱用禁止に関する規定を削除する等の改正が行われたものでございます。これら上位法等の改正に伴い、本条例についても同種の改正を行うものでございます。

次に、改正条文の内容について御説明申し上げます。

初めに、安全計画の策定の義務化、バス送迎の安全管理の徹底について、第7条の次に第7条の2として、安全計画の策定等に関する規定を加え、続けて、第7条の3として、自動車を運行する場合の所在の確認に関する規定を加えるものでございます。

次に、特有の設備並びに専従の人員の共用を可能とするため、第10条中、他の社会福祉施設等を併せて設置するときには次に、その行う保育に支障がない場合に限りを加え、併せて同条中ただし書を削るものです。

次に、児童福祉法等の懲戒権限の乱用禁止に関する規定を削除することに伴い、第13条懲戒に係る権限の乱用禁止を削るものです。

次に、衛生管理に関する具体的な内容の規定を加えるために、第14条第2項中、必要な措置を講ずるを、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的実施するに改めるものです。

最後に、附則につきましては、第1項では施行期日を規定し、令和5年4月1日から施行し、ただし、第13条の削除については、公布の日から施行すると定めるものでございます。

第2項では経過措置を規定し、第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザー、その他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置、ブザー等を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができることといたします。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて、利用乳幼児の所在の確認を行わなければならないと定めるものでございます。

以上で、上里町家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

6 番飯塚賢治議員。

〔6 番 飯塚賢治君発言〕

○6 番（飯塚賢治君） 少々分からないところがあったので教えていただきたいというふうに思いますが、このブザーの、見落しを防止する装置、これをブザーというふうな形で言いますけれども、この見落としを防止するということとなると、置き去り、要するに、一番後ろの席に子どもさんがいらっしゃって、そこ子どもさんがいることを気づかないでドアを閉めてしまった、こういった事例があったわけですけども、これを防止するという意味で、そのブザーの内容ですと、どういったものなのか教えていただけますでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 飯塚議員の御質問に御説明をさせていただきます。

具体的に、このブザーがどういったものかということは、今現在、ちょっとお示しすることはできないのですが、こちらの家庭的保育事業に関しましては、低年齢児が利用する保育施設となりますので、いわゆる保育園等で訓練をテレビ等でされていたかと思うんですが、自分でブザーをぶつぶつと押すことができませんので、センサー等で子どものいる気配を感じたときに、そちらがブザーで鳴って、大人なり事業者に知らせることができるというようなものになると思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12 番 沓澤幸子君発言〕

○12 番（沓澤幸子君） まず最初に、単純なことなんですけれども、先ほど副町長から説明していただきましたときに、14条の2項中の最後のところで、食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修及びというふうに説明されましたけれども、私たちがいただいているこの議案の中には、蔓延の防止のための訓練を定期的というふうになっているんですけども、これ昨日の全協でいただいた書類のほうにそうなっているんですけども、正しくはどちらなんですか。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今回、この条文が追加された経緯といたしまして、新型コロナウイルス感染症等の対応等がございますので、感染症という広くくりの中で食中毒等も入るといふような理解でおります。以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 内容は分かっています。そうじゃなくて、私は全協のところでいただいた議案一覧表開いているんですけども、それによりますと、蔓延の防止のための訓練を定期的実施するというふうに書いてあるんですけども、副町長は訓練の前に、研修及びというふうに説明していただいたんですね。だから、正しくは、私は研修及び訓練が正しいんじゃないかと思えますけれども、どちらなんですかということをお尋ねしています。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

私が昨日説明させていた内容で御説明させていただきますが、感染症または食中毒が発生し、または蔓延しないように職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修並びに訓練を定期的実施するようにということで解釈をさせていただきます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） それでは、この議案を訂正していただきたいと思います。正しいほうに。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 自動車を運行する場合の所在の確認ということで、今回、第7条の3が新設されたわけですけども、当該自動車等は利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー、その他の車内の乳幼児見落としを防止する装置を備え、これを用いて所在の確認を行わなければならないとありますけれども、このブザー、その他の車内の利用乳幼児見通しする防止装置、これについては、先ほど担当課長のお話だと、

まだ決まっていないのか、それともある一定のものを義務づけられているのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

昨日、実は、私がテレビを見ていましたら、エンジンを切ると、後ろのほうでブザーが鳴って、そのブザーを運転手さんは後ろまで行かないと、そのブザーのスイッチが切れないと、そんなようなものが、非常に私はいいい装置だなと思ったんですけども、また、それに対する助成金とか補助金、これが出るのかどうか、そこら辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 植原議員の御質問に御説明をさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、報道等で子どもがいる場合にブザーが鳴って、その確認に行けるというものが今後提供される、いろいろ提案されるというふうな報道があったかと思います。また、どういったものが今後想定できるのかという具体的な内容について、まだ国のほうから具体的にまだ通知等来ておりませんが、それについての助成等もあるというふうな話を伺っておりますので、また、そういった情報がありましたら御説明させていただければと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 私も、その安全確保のための装置のところでお尋ねしたいんですけども、これ本当に早急にやっていかなければいけないことだなというふうに思います。ですけども、その部分に関しては、6年3月31日までは努力義務という形で、ちょっと先が長い、1年間ですか、そういう中で、もうすぐにでも急いで準備していく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

昨日全協でお尋ねしましたところ、3保育園が送迎をしているということで、もう既に通知等は保育園のほうに行っているのかどうか。その設備を整えるに当たっては、国もいろいろ考えているようですし、テレビ等でも、今、植原議員がおっしゃったように、いろいろな、最後まで、後ろまで行ってブザーを押さないと止まらないよというような形であるとか、センターだとか、いろいろなことがこれから出てくるとは思いますけれども、そうしたことは担当課と送迎をしている事業所と相談しながら早急に対応していくということをお願いしたいと思うんですけども、もう通知がしてあるのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

議案第2号に関しましては、家庭的保育ということで、こちらにつきましては、いわゆる家庭的な環境の中で少人数のお子さんを保育するという、いわゆる保育ママと昔言われたことがあると思うんですが、そういった事業所を想定している条例の改正になりますので、昨日御説明させていただいたのは保育施設になりますので、こちらの保育ママさんなりの小規模のやはり事業所となると、比較的自家用車等で送迎している場合等も想定できるかと思えます。こちらが、経過措置が設けられた細かい詳細につきましては、担当課のほうでももう少し詳細に確認をさせていただいて、こちらがなるべく早く、上里町には現在、こちらの事業所はないところではあるんですけども、もしあった場合には、そういったことが早急に装置がつけられるような形では指導していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） ちょっと関連してしまうかもしれないんですけども、そのブザー等という、いつもつく等ですね、メーカーによっていろいろな、要するにメーカーによって様々なものが開発されると思うんですよね。令和6年3月31日までの猶予期間があるよと、この間、困難な事情がある場合とはいうふうなただし書があるんですけども、先ほど同僚議員からもあったように、早急にこれは対応しなければいけないことだなと思うんですよ。国のほうでもこういったものが閣議決定されているわけですから、猶予というのが何かちょっと引っかかるんですね。早急に備えなければいけないんじゃないかなと。メーカーのほうもいろいろなことを試行錯誤しながら最適なものをつくっているんだとは思いますが、これ家庭的ということで、大人数の児童を送迎するという想定ではないかもしれないですけども、やはり決まったものについては、経済的なお金のことも考えられますけれども、早急に対応すべきじゃないかなというふうに思うんですけども、担当課のほうはどういうふうに考えておりますでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 齊藤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今回、先ほども御説明したとおり、家庭的保育事業者のほうは町内にはないところではございますが、国のほうから、このことに関しての通知等が来ましたら、早急に課内でも検討しつつ、事業所のほうには通知はしていくような形では進めていきたいというふうには考えており

ます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 先ほど沓澤幸子議員のほうから御指摘をいただきました第14条の規定につきまして、私の提案説明の文言と、こちらの議案としての提案書、こちらの文言が違うということで御指摘いただきまして、誠に申し訳ございません。御指摘どおり、改めて、私が本来説明すべき文言をもう一度第14条として申し上げたいと思います。

お手元の議案書のほうを御覧いただければと思います。

そちらの文言どおりとなります。

第14条第2項中、必要な措置を講ずるを、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的実施するに改める、こちらとなります。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第2号 上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 町長提出議案第3号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第9、町長提出議案第3号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第3号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、児童の安全の確保を規定する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、令和4年厚生労働省令第159号及び学校、児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、令和4年厚生労働省令第175号の公布に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、児童の安全の確保に関する規定として、安全計画の策定の義務化、業務継続計画の策定の努力義務化、さらには衛生管理についての具体的な内容を加えるなどの規定が追加される改正が行われたものでございます。

また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、幼児等の所在確認と安全装置の装備の義務化が求められることとなったことから、本条例についても、これらについて、同様の改正を行うものでございます。

それでは、改正条文の内容について御説明申し上げます。

初めに、安全計画の策定の義務化、バス送迎の安全管理の徹底について、第6条の次に、第6条の2として、安全計画の策定等に関する規定を加え、続けて、第6条の3として、自動車を運転する場合の所在の確認に関する規定を加えるものでございます。

次に、業務継続計画の策定の努力義務化について、第12条の次に、第12条の2として、業務継続計画の策定等に関する規定を加えるものでございます。

次に、衛生管理に関する具体的な内容の規定を加えるために、第13条第2項中、衛生管理等の必要な措置を講ずるを、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的実施するに改めるものでございます。

最後に、附則につきましては、第1項では施行期日を規定し、令和5年4月1日から施行すると定めるものでございます。

第2項では経過措置を規定し、施行の日から令和6年3月31日までの間、第6条の2の規定につきましては、同条第1項中、講じなければとあるのは、講ずるよう努めなければと、同条

第2項中、実施しなければとあるのは、実施するよう努めなければと、同条第3項中、周知しなければとあるのは、周知するよう努めなければと定めるものでございます。

以上で、上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第3号 上里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 町長提出議案第4号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第10、町長提出議案第4号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第4号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、出産育児一時金等の支給額を引き上げるものとするを踏まえ公布された健康保険法施行令等の一部を改正する政令に準じ、出産育児一時金の支給額について、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、改正の概要でございますが、今回の改正は、社会保障審議会医療保険部会の議論の整理において、出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことを受けた改正でございます。

出産育児一時金の支給については、通常、出産育児一時金の額に加算額を加えた額が総額として支給されることとなっており、この加算額については、産科医療補償制度に係る掛け金と同額1万2,000円が支給されております。

今回、出産育児一時金の総額を50万円とするべきとの考えから、出産育児一時金の額を引き上げるため本条例を改正させていただくものでございます。

具体的には、第7条第1項に規定している上里町の国民健康保険の被保険者に係る出産育児一時金の支給額を40万8,000円から48万8,000に改めるものでございます。

最後に、附則についてですが、第1項で施行期日を令和5年4月1日と定め、第2項で経過措置を定めるものでございます。

以上で、上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第4号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 町長提出議案第5号 上里町手話言語条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第11、町長提出議案第5号 上里町手話言語条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第5号 上里町手話言語条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び手話の普及を図ることにより、聾者と聾者以外の者が互いに理解し合い共生することができる地域社会の実現を図るため本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、本条例は、新たに制定いたしたく今回上程させていただくものでございます。

条例制定の趣旨でございますが、手話は聾者が物事を考え、意思疎通を図り、知識を蓄え、文化を創造するために長い間大切に育まれてきた言語であります。手話が言語であることとということへの理解は、いまだ十分とは言えない状況にあります。

このような中、手話に対する理解の促進及び手話の普及への取組が進められているところでございます。

今回の条例制定により、目的、基本理念、町の責務、町民及び事業者の役割を規定することにより、手話は言語であるということの理解を深め、手話を通じて互いに認め合い、支え合う地域社会の実現のために寄与する取組として、新たに条例を制定させていただくものでございます。

続いて、各条文の内容説明でございます。

第1条といたしまして、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、聾者と聾者以外の者が共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的として定めるものでございます。

第2条といたしまして、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定めるものでございます。

第3条、町の責務といたしまして、町は第2条の基本理念にのっとり、町の責務として必要な施策を実施することを定めるものでございます。

第4条、町民の役割といたしまして、町民は基本理念への理解を深め、町が推進する施策について協力することに努めていただくよう定めるものでございます。

第5条、事業者の役割といたしまして、事業者は基本理念への理解を深め、町が推進する施

策について協力いただき、聾者が利用しやすいサービスの提供に努めていただくように定めるものでございます。

第6条、委任といたしまして、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとするものでございます。

最後に、附則につきましては、施行期日を令和5年4月1日からと定めるものでございます。

以上で、上里町手話言語条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ただいま説明していただきました手話言語条例につきましては、近隣の市町でも既にできているものでありまして、大事なもの、必要なものであるなというふうに思っています。

そこでお伺いしたいのは、町の責務についてであります。

近隣の市町から遅れて上里町もこの条例制定に踏み出すわけでありますけれども、やはりこの町の責務として、条例をつくることは第一歩で、それが生かされるようにしていく必要があると思いますので、理解の促進及び手話を使用する環境を整備するという部分で、具体的にどのような、今現在、町がこのことに力を入れていこうという、その考えでいいんでしょうか。ありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 亀田真司君発言〕

○町民福祉課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

町としては、手話言語条例の中で、手話は言語であるというものを基本に定めておりまして、町といたしましては、手話を身近な言語としてまず理解をしていただくことということがまず1つの目的なのかなと思います。

近隣の市町においては、今、美里町さんのほうで、ワンポイント手話講座というのを町の広報紙を活用して掲載をしております。そうした他の自治体の取組事例等を参考にしながら検討してまいりたいとは考えております。

また、埼玉県の手話言語条例の中で、手話を使用しやすい環境の整備に対しては、情報提供、助言をいただけるというふうなことで規定をしております。そうした情報を活用しながら、ま

た、関係団体の皆様の御意見を拝聴しながら具体的な取組につきましては、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第5号 上里町手話言語条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。準備かでき次第再開しますので、議員はそのままお待ちください。

午前9時45分休憩

午前9時51分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 町長提出議案第6号 上里町町道路線の廃止について

○議長（黛 浩之君） 日程第12、町長提出議案第6号 上里町町道路線の廃止についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第6号 上里町町道路線の廃止について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、国道17号本庄道路の整備により、町道路線の廃止をいたしたく本案を提出するものであります。

具体的にはお手元にお配りいたしました廃止路線調書のとおり4路線でございます。町道1417号線及び町道1422号線は、国道17号本庄道路の路線上にあり、国道の供用開始に伴い廃止

いたします。町道1419号線及び町道1421号線については、国道17号本庄道路の整備に伴い、始点を変更したため路線廃止及び再認定を行います。

以上、上里町町道路線の廃止についての提案説明といたします。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑はないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第6号 上里町町道路線の廃止についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第13 町長提出議案第7号 上里町町道路線の認定について

○議長（黛 浩之君） 日程第13、町長提出議案第7号 上里町町道路線の認定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第7号 上里町町道路線の認定について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、国道17号本庄道路の整備及び道路用地の寄附採納により、町道路線の認定をいたしたく本案を提出するものであります。

具体的には、お手元にお配りいたしました認定路線調書のとおり、5路線でございます。

まず、町道1419号線及び町道1421号線につきましては、国道17号本庄道路の整備により、始点の変更が行われたため再認定となります。

また、町道1533号線につきましては、国道17号本庄道路の整備による町道の機能補償道路と

して国から移管予定のため認定するものであります。

次に、町道1532号線及び町道5835号線につきましては、開発行為に伴う道路用地の寄附採納によるものであります。

以上、上里町町道路線の認定についての提案説明といたします。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑はないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第7号 上里町町道路線の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 町長提出議案第8号 工事請負契約の変更について

○議長（黛 浩之君） 日程第14、町長提出議案第8号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第8号 工事請負契約の変更についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、神流リバーサイドロード築造工事の契約金額を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により本案を提出するものでございます。

神流リバーサイドロード築造工事につきましては、令和4年第2回臨時会において御議決いただき、木村工業株式会社と1億4,027万2,000円で工事請負契約を締結いたしました。当初、

築造工事の規模といたしまして、延長380メートル、幅員は9.5メートル、主な工事内容といたしまして、舗装工2,891平方メートル、ブロック積み工1,857平方メートル。縁石工381メートル、排水構造物工766メートル、集水ます4基、防護柵工228メートル、その他伐木除根工、道路土工、構造物撤去工一式となっております。計画した工程に基づき築造工事を進めてまいりましたが、工事の内容を変更すべき事案が発生し、工事内容の変更に伴い、請負金額の変更が生ずるため本案を提案させていただくものでございます。

主な変更点でございますが、河川占用区域内の道路築造工事箇所におきまして、国土交通省に記録のない河川構造物、のり面延長13.7メートル、延長48.4メートルの護岸ブロックなどが発見され、国土交通省と協議の結果、撤去が必要になったことや、本線や工所用道路などで樹木の伐採面積並びに伐根処分料を過少に算出していたため変更いたしました。その他、各項目につきまして、数量に若干の増減がございました。

以上、御説明申し上げました工事内容の変更に伴い、工事請負額につきまして、当初の1億4,027万2,000円に対し、2,562万5,600円を増額し、1億6,589万7,600円とするものでございます。

以上で、工事請負契約の変更についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 質問させていただくんですけども、今回、工事の変更に伴って2,562万5,600円の増額ということであります。

そして、2つの理由が上げられたと思いますけれども、この2,562万5,600円の内訳ですね、構造物撤去にどのぐらいで、樹木等の伐採処理等にどのぐらいの金額が必要となっているんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 道路整備課長。

〔道路整備課長 宮下忠仁君発言〕

○道路整備課長（宮下忠仁君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

構造物に関しましては、なお道路設計内容に関しましては、情報公開上、1年を経過してから公開しております。数量を申し上げておりまして、逆算すると、単価が分かっただけでございますので、大まかな数値でお許しください。

まず、伐根のほうで、おおよそ1,200万ぐらいで、構造物の撤去のほうで、おおよそ二百数十万円という内容になっております。これあくまで直接工事費で、その後、共通仮設費、一般仮設費、もろもろの経費がかかりまして、それでそういった金額になっております。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 昨日の全協の中の説明で、30%を超えない部分で、18%にとどまっていますよということであったんですけども、この入札でやって決定していますよね。それで、私もちょっとこういう部分は苦手なんですけれども、樹木の伐採を過少に見積もってしまったということでもありますけれども、入札に参加した業者の方々の見積りの幅が違っていなかったのかどうか、その参加者はそれぞれどのように見積もった結果だったのかということをお尋ねしたいなというふうに思っています。

○議長（黛 浩之君） 道路整備課長。

〔道路整備課長 宮下忠仁君発言〕

○道路整備課長（宮下忠仁君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

入札に関しましては、落札者は最終的な、トータルの金額で、まずは落札されております。内容に関しましては、今回の伐根、それから撤去に関しましても、全く見ていなかったという状況ではございません。数量的には差異がございますけれども、当初から多少見ておりました。当然構造物の撤去工も見ておりました。そういったものが増加しておりますので、そういったことは通常の工事でもあり得る内容となっております。

今回、分母が大きいもので、2,500万となっておりますけれども、通常ですと、今回18%ということで、1,000万円ぐらいの工事と180万ぐらいの変更かなということで理解しております。

以上です、

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第8号 工事請負契約の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第15 町長提出議案第9号 上里町が本庄市に委託する一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の変更について

○議長（黛 浩之君） 日程第15、町長提出議案第9号 上里町が本庄市に委託する一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第9号 上里町が本庄市に委託する一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の変更について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。旅券法の一部改正に伴い、埼玉県条例である知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例が一部改正されるため、上里町が本庄市に委託する一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務を変更するとともに、本庄市と上里町との間における一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の委託に関する規約を変更することについて協議を行いたいので、本案を提出するものでございますが、

続きまして、概要について御説明申し上げます。

地方自治法第252条の17の2第1項の規定による知事の権限に属する事務のうち、一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務が各市町村に委譲され、これに伴いまして、法第252条の14第1項の規定により規約を定め、上里町の一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務について、本庄市との協議により本庄市へ事務を委託しております。令和4年4月27日に公布、令和5年度3月27日に施行される旅券法の一部を改正する法律に伴い、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例が令和4年12月23日に公布、令和5年3月27日に施行されるため、法第252条の14第3項において準用する法第252条の2の2第3項の規定により、本庄市との間に締結している本庄市と上里町との間における一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の委託に関する規約の一部を変更する協議をし、同規約を変更するものでございます。

次に、規約の変更内容について御説明申し上げます。

旅券法の一部改正に伴い、委託事務の範囲を包括的に規定するため、第1号中、号立てにより規定する事務を知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の規定により、埼玉県から権限の委譲を受けた旅券法に基づく事務の管理及び執行に改めるものです。

最後に、附則につきましては施行期日を定めており、令和5年3月27日からの施行とさせていただきます。

以上で、上里町が本庄市に委託する一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の変更についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑はないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第9号 上里町が本庄市に委託する一般旅券の申請受理及び交付等に係る事務の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は10時30分からとします。

午前10時11分休憩

午前10時30分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程第16 町長提出議案第10号 令和4年度上里町一般会計補正予算（第12号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第16、町長提出議案第10号 令和4年度上里町一般会計補正予算（第12号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第10号 令和4年度上里町一般会計補正予算（第12号）について御説明いたします。

令和4年度上里町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,638万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億4,412万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

第2条は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」によると規定するものでございます。

続いて、第3条は、地方債の変更について、「第3表 地方債補正」によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款1町税は1億6,364万5,000円の増額補正となり、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税の増額となっております。

款11地方交付税は6,429万3,000円の増額補正となり、交付額の確定に伴い増額するものでございます。

款13分担金及び負担金は155万5,000円の増額補正となり、保育所運営費管外受託分の増額となっております。

款15国庫支出金は1億2,829万9,000円の減額補正となり、その主な内容といたしましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金及び社会資本整備総合交付金、道路事業の減額などとなっております。

款16県支出金は2,494万2,000円の減額補正となり、主な内容といたしましては、農業災害対策特別措置事業補助金、子育てのための施設等利用給付交付金、児童手当負担金の減額などとなっております。

款17財産収入は1,419万4,000円の増額補正となり、普通財産売払代金の増額となっております。

款19繰入金金は3億1,477万2,000円の減額補正となり、その主な内容は、財政調整基金繰入金の減額などとなっております。

款20繰越金は2億5,823万1,000円の増額補正となり、前年繰越金の増額となっております。

款21諸収入は3,518万3,000円の増額補正となり、主な内容は、後期高齢者医療給付に要する経費負担金清算金の増額などとなっております。

款22町債は2,270万円の減額補正となり、主な内容は、児玉工業団地線事業債の減額などとなっております。

歳入合計は、現計予算に対して4,638万8,000円を追加し、116億4,412万6,000円とするものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

款2総務費から款7土木費及び款9教育費の各項目の主な共通点といたしまして、決算見込みに伴う給与費の減額補正がございます。

初めに、款1議会費は121万5,000円の減額補正となり、期末手当、議員分の減額となっております。

款2総務費は2億7,423万2,000円の増額補正となり、主な内容は、公共施設等用地取得及び施設整備基金積立金、減債基金積立金、徴収備品購入費などの増額や情報ネットワーク事業に係るシステム機器賃借料、選挙公営負担金などの減額となっております。

款3民生費は8,513万3,000円の減額補正となり、その主な内容といたしましては、民間保育所等委託料、施設型給付事業負担金、障害者医療給付費などの増額や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、国民健康保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金などの減額となっております。

款4衛生費は7,272万7,000円の減額補正となり、その主な内容は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る予約システムコールセンター委託料、新型コロナウイルス対策水道料金等減免に要する経費、さらには不妊治療費助成事業補助金の減額などとなっております。

款5農林水産業費は9,286万9,000円の減額補正となり、主な内容は、農業災害対策特別措置事業補助金、町内農業降ひょう被害臨時応援給付金、家畜飼料及び施設園芸燃油等高騰対策給付金の減額などとなっております。

款6商工費は503万5,000円の減額補正となり、町内消費活性化推進事業に係る消耗品費・通信運搬費、産業・観光事業等推進会議補助金、指定企業奨励金の減額となっております。

款7土木費は7,312万5,000円の減額補正となり、児玉工業団地線築造工事費、橋りょう維持事業に係る定期点検業務委託料及び計画策定業務委託料などの減額となっております。

款8消防費は、消防施設整備事業の財源更正となっております。

款9教育費は1億2,044万7,000円の増額補正となり、その主な内容は、教育施設整備基金積立金の増額や子育てのための施設等利用給付事業負担金及び補助金、乾武マラソン大会実行委員会等補助金などの減額となっております。

恐縮ですが、4ページを御覧ください。

款10公債費は1,818万7,000円の減額補正となり、長期債元金及び長期債利子の減額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対して4,638万8,000円を追加し、116億4,412万6,000円とするものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費につきましては、民生費の介護保険事業、高齢者分といたしまして773万円、長幡児童館複合事業374万円、土木費の土木管理事業123万2,000円、児玉工業団地線事業4,034万4,000円、神流リバーサイドロード事業3,237万6,000円、藤木戸勝場線歩道整備事業1,536万6,000円、都市計画道路整備事業2,796万5,000円、都市計画事業407万2,000円、駅北まちづくり事業1,415万7,000円。

続いて、教育費の小学校管理運営事業2,279万円を繰越明許費として追加するものでございます。

次に、6ページを御覧ください。

第3表 地方債補正につきましては、起債対象となる事業費の確定や見直しなどに伴いまして、児玉工業団地線事業4,170万円を1,400万円に、神流リバーサイドロード事業1,470万円を1,870万円に、小学校管理運営事業3,580万円を3,680万円に、それぞれ起債限度額を変更するものでございます。

以上、令和4年度上里町一般会計補正予算（第12号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の一般会計補正予算資料で説明いたします。

○議長（黛 浩之君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 坪本和馬君補足説明〕

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） 2ページの町税のところちょっとお聞きしたいんですけども、貴重なたばこ税2,927万とあるんですけども、最近また電子たばこ利用している人が大変多くなっているかと思うんですけども、前年度に比べて税金は増えているのかどうか、今後の傾

向はどういう傾向なのか、ちょっと教えてください。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 山田 隆君発言〕

○税務課長（山田 隆君） 戸矢議員の御質問に対しまして説明させていただきます。

町たばこ税、補正予算で2,927万円の増額を見込みました。たばこに関しましては、だいぶ禁煙ですとか、そういった流れが多くて、健康志向が高まっているのかなと思っておりましてけれども、そんな中で、税率がこの令和4年10月までアップしていることもございまして、結果的には増額となっております。

ただ、今後とすれば、だんだん減っていく可能性もあるのかなと考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） タブレットが今1ページ戻ったんだけど、その前の副町長が説明した4年度の補正予算のくだりがあるんだけど、そのところをちょっと出してもらえないですかね。その前か、歳出、歳入、その前かな、誤字脱字がちょっとあったんですよ。

○議長（黛 浩之君） 歳入ですか、歳入ですか。

○8番（齊藤 崇君） その前のところで、5ページの9の教育費のところ、小学校費とあるじゃないですか、一番下、小学校、校が2つ入っているんじゃないかなと思うんだけど、ミスじゃないかなと思うんだけど、どうなんですか。小学校管理運営事業でいいんじゃないの、校管と読むの、これ。説明してください。

○議長（黛 浩之君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 坪本和馬君発言〕

○総合政策課長（坪本和馬君） 齊藤議員の御質問について御説明いたします。

議員御指摘のとおりでございます。申し訳ございません。正しくは小学校管理運営事業でございます。おわびして訂正いたします。申し訳ございません。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑は。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 次へ行って、3ページの物価高騰対策給付事業とありますよね。保育所等の物価高騰対策給付事業125万4,000円かな——あるんですけども、これはあれですか、公立の保育所を指しているのか、それとも民間も併せてなのか、その辺ちょっと説明お願いで

きますか。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 齊藤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

こちらの事業につきましては、10月以降、さらに物価高騰の影響を受けた保育所等に対するということなので、町内6つの保育所プラスキッズステーションというところの企業の保育施設も含めまして7か所の事業所に、こちらの給付のほうをさせていただきます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ページ1ページの総合政策課の財政係のところでお尋ねしたいと思えます。

繰入金については不要になったということで、繰入金を減らしていくと、財政調整基金については減らしていくと、公共施設等用地取得及び施設整備基金については増やしていくという、一方で、出のほうではそれぞれの基金に積んだりしているわけなんですけれども、当初この繰入金は10億6,680万1,000円と非常に今年度は大幅な見込みで立てていたというふうに思えます。

しかしながら、今回、3月に来ますと、この不要になったという部分と若干増えた部分もありますけれども、トータルでは6億5,549万7,000円ほどになっているんじゃないかなというふうに思えます。

一方で、補正、今回基金に積むという部分がトータルで7億5,822万5,000円ぐらいあったのかなというふうに思えます。

こういう現状を見て、上里町の財政状況をどのように捉えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 坪本和馬君発言〕

○総合政策課長（坪本和馬君） 沓澤議員の御質問について御説明をさせていただきます。

財政調整基金の残高等を踏まえた町の財政状況の判断ということでございますが、基金残高については、今回の3月補正において3億8,000万円程度の繰入金の取りやめをすることができましたので、一定程度の基金残高の復元はできているところでございます。

しかしながら、一方で、令和5年度当初予算に関しましては、この後御提案申し上げますが、あらゆる公共施設の複合化事業であつたりとか、その他もろもろの社会情勢を踏まえた歳出の

増が見込まれておりまして、また、令和5年度当初予算においては、一定程度の取崩しが必要となっている状況ございまして、必ずしも今ここで基金を、繰入れを取りやめたからといって貯金が潤沢にあるよという状況ではないということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 当初予算にも取崩しは見ています。例年、当初予算を組むために地方交付税等も小さく見積もっていましたが、前年度繰越し分も小さく見積もったりしていますので、当初予算で取り崩すというのは、それは事実です。しかしながら、決算に近づくと、大体増えていく、この間ずっと基金の総額は増え続けてきていると思います。

財政調整基金は、町の財政標準額の20%を目標で、12億というふうを目指してやっていると申すんですけども、今回、当初6億からの財政調整基金の取崩しが必要と見込んでいたところ、不要になって2億を切る取崩しが行われましたけれども、一方で、財政調整基金は積んでいくという、トータルで前年度よりも増えるんですか、減るんですか、お聞きしたいと思います。目標はとっくに達成しているんじゃないんですか。

○議長（黛 浩之君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 坪本和馬君発言〕

○総合政策課長（坪本和馬君） 沓澤議員の御質問について御説明をいたします。

財政調整基金の残高の状況でございますが、令和4年度当初予算編成時においては、約8億9,000万円程度でございました。こちらが令和5年度当初予算編成後のベースで仮に御議決いただいた場合を想定して申し上げますと、約8億2,000万円程度となっております。令和4年度当初予算で積んでいる金額よりかは減少しているという状況でございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 私が聞いたのは、決算の、普通決算年度末で基金って見ますよね。当初予算は仮にそこから繰入れて予算を組まざるを得ないという、大体予算を組んで、後から戻ってくるというところが常じゃないですか。

それで、決算ベースで見たときに、前年度よりも前年度末の決算ベースよりも増えているんじゃないですかというふうにお聞きしました。お願いします。

○議長（黛 浩之君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 坪本和馬君発言〕

○総合政策課長（坪本和馬君） 沓澤議員の御質問について御説明いたします。

決算と言いますと、各年度の年度末ということになるかと思いますが、令和4年度末時点の財政調整基金の残高が8億6,500万円程度、今回の3月補正後の残高が12億9,000万円程度となっております、3月補正時点に比べますと増額をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 同じところでお尋ねするんですけども、今年度は決算見込額ということになると思うんですけども、私たちがいただいている決算、前年度の部分は9月で示されているわけなんですけれども、その、いわゆる予算を組む前の決算という、そこで聞いているんですけども、今いただいた数字を見ても、やはり増えている、いろいろな、ここすごく重要で、財政調整基金はやっぱり自由に使えるというところで、町民の願い、今物価高で暮らしが大変な中で、何とか支援をしていただきたいというときに、町がお金がないと、そういう財政的に厳しいということで、なかなかそこが進んでいかない部分があるわけなんです。

でも、今いただいた数字を見ても、8億6,000万円から12億9,000万円、確実に増えているじゃないですか。そういうことで私は、町はすごく厳しいから、厳しいからおっしゃっていただけますけれども、厳しい状態が続いているんですかということを知っているんです。

すみません、どの自治体も豊かなわけではないんです。町はそんなにため込むという姿勢じゃなくて、住民の暮らしを守る、それが町の自治体の仕事ですから、そんな豊かにため込む自体はおかしいと思うんです。

それで、その基準として、12億ぐらいがいいだろうという、そのことは繰り返し担当課長が説明されていることなんじゃないですか。お願いします。

○議長（黛 浩之君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 坪本和馬君発言〕

○総合政策課長（坪本和馬君） 沓澤議員の御質問について御説明をいたします。

すみません、決算について数値を申し上げられず申し訳ございませんでした。

財政調整基金の令和3年度決算については、約15億円であるところ、令和4年度の決算見込みにおいては12億9,000万円程度ということで、議員御指摘の標準財政規模の20%、12億円というような目標は決算ベースにおいては達成できている状況でございます。

町の財政状況が厳しいのか、ため込み過ぎじゃないかという判断は非常に難しいところでございます。この後、また、コロナウイルスのような感染症が発生して急な歳出が余儀なくされ

る場合もございますし、今年度ございました降ひょう被害のような突発的な災害がある場合もございます。そういった場合に備えて十分な財政調整基金を積立てておくことは非常に重要であると考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） すみません、3ページの放課後児童対策事業のところでお尋ねしたいと思います。

指導員の、支援員ですね、処遇改善臨時特例事業補助金なんですけれども、月9,000円、1人当たりの値上げのためですよということでありました。これ何月から、そして公立の方も対象だったかなと思いますけれども、何人に対しての額なのかお尋ねしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

こちらの放課後支援員等の処遇改善の補助金に関しましては、昨年10月から本年3月までの町内の民営の児童クラブとなります。ただし、長幡小学校放課後児童クラブにつきましては、公設民営となりますが、こちらについても支給予定となっております。

以上です、

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 6ページなんですけれども、まちづくり推進課の都市計画事業の12の委託料62万7,000円でありますけれども、これは都市計画道路古新田ツ谷線見直し検討業務委託料と説明がされておりました。古新田ツ谷線の終点が上里町の中央通り線が予定されていたと思うんですけれども、それから神保原堤線に変更して四ツ谷交差点と接続をさせて、現在の5差路から4差路への交差点を改良するというような話を聞いたことあるんですね。この古新田ツ谷線、右折する場合非常に危険でありまして、交通安全の確保と渋滞緩和を図るというようなことでやっていただいておりますけれども、そのときの調査測量設計委託料、それが幾らになるのか。また、今回の都市計画道路古新田ツ谷線見直し検討業務委託料62万7,000円、これはどのような見直し検討業務となるのか。

そして、一番聞きたいのは、交差点改良はどうなるのか、この交差点付近には現在何軒もの

住宅が建てられております。

先日、一般質問したときにも明快な答弁がありませんでしたので、何か頭の中がもやもやしております。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員に申し上げます。

質問は一問一答でお願いいたします。

○9番（植原育雄君） まず、それでは都市計画道路の今業務委託していると思うんですけども、上里町の中央通り線が終点となっておりましたけれども、これを変更して神保原堤線に変更して業務委託をされていると思います。その金額、委託料は幾らか、まずそれをお聞きいたします。

○議長（黛 浩之君） まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 吉田広毅君発言〕

○まちづくり推進課長（吉田広毅君） 植原議員の御質問に対して御説明をさせていただきます。

現状の古新田ツ谷線見直し検討業務委託でございますが、現在の契約額とすると313万5,000円になっております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 次に、今回、この補正予算の中にあります委託料、都市計画道路古新田ツ谷線見直しの検討業務委託料62万7,000円、これは見直しをするということで委託すると思いますけれども、これからするわけですが、どんな見直しをされるのか、それをお聞きいたします。

○議長（黛 浩之君） まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 吉田広毅君発言〕

○まちづくり推進課長（吉田広毅君） 植原議員の御質問に対して御説明をさせていただきます。

今回、古新田ツ谷線の見直し検討業務につきましては、中央通り線がそもそも終点だったわけでございますけれども、それを現在の四ツ谷交差点を終点とするための見直し検討業務になっております。

今回の補正で上げさせていただいております金額につきましては、内容としますと、交通管理者との協議の中で、四ツ谷交差点の規模をコンパクトな交差点形状にするための追加検討業務の金額となっております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 9 番植原育雄議員。

〔9 番 植原育雄君発言〕

○9 番（植原育雄君） この付近の交差点改良、そちらのほうはどうなるのかをお聞きしたいと思えます。

○議長（黛 浩之君） まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 吉田広毅君発言〕

○まちづくり推進課長（吉田広毅君） 植原議員の御質問に対して御説明をさせていただきます。

四ツ谷交差点の交差点改良につきましては、現在の 5 差路から 4 差路にするための検討をやっていくところでございます。ほかの町道につきましては、交通安全上問題ないように付け替え今後そこで検討していくというところになります。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 9 番植原育雄議員。

〔9 番 植原育雄君発言〕

○9 番（植原育雄君） そうしますと、古新田ツ谷線、それが神保原堤線の T 字路の状態で交差点が接続するわけですね。それを、その交差点はどうなるわけですか。5 差路を 4 差路にするというのは、どんな方法でやるのか、そこをお聞きしたいと思えます。

○議長（黛 浩之君） まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 吉田広毅君発言〕

○まちづくり推進課長（吉田広毅君） 植原議員の御質問に対して御説明をさせていただきます。

現在、交差点につきましては、古新田ツ谷線が東から西のほうに向かっていきまして、現在の四ツ谷交差点に、高崎線のほうに斜めに、北に向かっていく道路がございますけれども、四ツ谷交差点から線路のほうに向かっていく道路がございますが、そちらに向かっていくような設計で今検討しております。神保原堤線と交差する通常の交差点 4 差路ということで形状を検討しております。

なので、コンパクトというのは、何でしょう、全体の交差点形状について、できる限り小さく、交差点を小さくするような検討も併せて今行うところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 9 番植原育雄議員。

〔9 番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君）　そうしますと、現在の古新田ツ谷線、あれはもうちょっと手前から右のほうの5差路から4差路にする、そちらのほうに接続をすると、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（黛　浩之君）　まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長　吉田広毅君発言〕

○まちづくり推進課長（吉田広毅君）　植原議員の御質問に対して御説明をさせていただきます。

その御認識で大丈夫です。

以上です。

○議長（黛　浩之君）　ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番　沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君）　同じページの上の部分で、児玉工業団地線築造工事費が減額になっています。その説明として、用地交渉の不調によって工事が遅れているということだったと思います。かなりできていて、今か今かと皆さん待ち望んでいますので、その不調は今解決して動き出しているのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（黛　浩之君）　道路整備課長。

〔道路整備課長　宮下忠仁君発言〕

○道路整備課長（宮下忠仁君）　補正で、これ減額なんですけど、10月に過不足金で返還しなくてはならないという結論になっていますので、返さざるを得ないという状況なんですけれども、2月に合意をいただきまして、現在、登記済みなりまして、来年度ここの部分を完成する予定となっております。

以上です。

○議長（黛　浩之君）　ほかに質疑はありませんか。

7番猪岡壽議員。

〔7番　猪岡　壽君発言〕

○7番（猪岡　壽君）　ちょっとお聞きしたいのは、税務課のところの町税のところ、5,700万と2,000万、7,700万増えておりますけれども、これが、町税が、納税者が増えているのか、それとも1人当たりの金額が増えているのか、その辺の細かいことについてお聞きしたいと思います。

○議長（黛　浩之君）　税務課長。

〔税務課長　山田　隆君発言〕

○税務課長（山田 隆君） 猪岡議員の御質問に説明させていただきます。

個人町民税が5,700万円の増額となっておりますが、納税者の数に関しては、それほど伸びてはございませんけれども、1人当たり所得が伸びているような状況がございまして、今回増額補正とさせていただきます。

また、法人につきましては、各法人の業績が伸びているような状況がございまして、こちらも増額となっております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑は。

7番猪岡壽議員。

〔7番 猪岡 壽君発言〕

○7番（猪岡 壽君） それでは、続きまして、その下の同じく税務課の固定資産税、これも5,000万程度増えておりますけれども、これが、家屋が2,000万、家屋は、これは新築が増えているので増えているのかと思います。

それと、償却資産ですね、これが3,000万ほど、これは企業のものだと思うんですけども、これが増えておりますけれども、この理由について説明してください。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 山田 隆君発言〕

○税務課長（山田 隆君） 猪岡議員の御質問に説明させていただきます。

家屋のほうは2,000万、償却が3,000万の増額とさせていただきます。家屋に関しましては、令和2年中の新築というのが本当に、ちょっとコロナの影響等もございまして落ち込んだんですが、令和3年、また新築家屋数伸びてございまして、家屋の評価も令和2年度で166棟だったものが223棟まで伸びたような状況がございまして、令和4年度の課税が伸びたというところでございます。

それから、償却資産につきましても、令和3年度については、コロナ減免とかもございまして縮小してところですが、ここへ来て新たな投資が進んでいるような状況がございまして、令和4年度増額の補正を計上させていただいているところです。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 5ページでありますけれども、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金、同僚議員が一般質問もしていたところであります。それが国庫支出金で、入となって100%、そのまま出のほうにあって、これがグループホームの改修に使われるのが次年度にな

ってしまうために繰り越すという流れだと思うんですけども、この改修の中身ですね、どういった改善が図られるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

改修内容につきましては、建物の外壁、あと浴室、厨房等の水回りの改修と、あと照明器具の交換というところになってございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

7番猪岡壽議員。

〔7番 猪岡 壽君発言〕

○7番（猪岡 壽君） これは1ページ目なんですか、総務課のほうで管財契約係のところ、普通財産売払料1,419万4,000円とあるんですが、これはどんなものなんでしょうか。その辺の説明をお願いします。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 猪岡議員の御質問に御説明申し上げます。

こちらは町有財産の不要となった道路、あるいは水路の部分、こちらの売払いで自主財源の確保ということでございます。

内容といたしましては、12筆、1,439平米となっております。対象者は個人2名、法人2名というところでございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） ちょっとお聞きしたいんですけども、先ほど四ツ谷古新田のことについて植原議員が質問しましたけれども、あそこを5差路から4差路にする、要するに、1つ少なくなる、少なくなるのが地域住民にとって非常に利用しやすいというか、そういうふうになるのか。今あそこに、空き地があったところにみんな家が建ってしまったんですよね。少し町の計画が遅れ取ってしまっているんじゃないかなと。測量とか始まってきますと、当然、今さらここへ家建ててしまっただうするんですかという、そういう疑問が出てくるんですけども、整備課長にちょっとお願いします。

○議長（黛 浩之君） まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 吉田広毅君発言〕

○まちづくり推進課長（吉田広毅君） 高橋議員の御質問に対して御説明をさせていただきます。

地域住民の方の利便性についてでございますけれども、そもそも今、現在の5差路の交差点というのが交通安全上若干危険であると、事故も毎年今発生しているような状況でございます。

そのような中で、5差路の交差点を4差路、通常の交差点の形にするというのは、交通安全上望ましい形状にするわけですけれども、やはり高橋議員さん今おっしゃるように、1個道路をなくすというか、交差点から違うところに接続させるような形で今検討を進めるところでございます。

そちらも確かに利便性の観点から言うと、今後その検討は進めるわけけれども、交差点に接続させるわけじゃなくて、若干違う位置で道路につながるような形で今後検討も進めていくというところがございますので、その利便性の観点のところでお話であれば、今後検討が進んできたときに住民説明会も開催させていただきますので、その中でも御説明させていただければと思っています。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 8ページなんですけれども、生涯学習課のところ、備品購入費に対して、神保原公民館のブラインドという説明があったと思うんですけれども、ブラインドって窓を開けるとかさかさ音がしたり、非常に難しい感じがあるんですけれども、同じタイプのブラインドに取り替えるんでしょうか。違うものにするんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井憲寿君発言〕

○生涯学習課長（金井憲寿君） 沓澤幸子議員の御質問の説明をさせていただきます。

神保原公民館のブラインドにつきましては、縦型のブラインドで、こういう動きをするブラインドなんです、今老朽化によりまして不具合が生じていますので、修繕とか取扱いしやすいカーテンに変更する予定でございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 館の皆さんが使いやすく、扱いやすいものだと思いますし、また、長持ちする、そういうものがないなと思っているんですけども、カーテンも横引きのものよりもブラインド、下ろしてくる、あのタイプが検討、どちらを検討していらっしゃるのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井憲寿君発言〕

○生涯学習課長（金井憲寿君） 沓澤議員の御質問の説明をさせていただきます。

今回の補正の変更内容につきましては、通常の横引きのカーテンを予定しております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 整備課長から今説明があったんだけど、どのぐらいの、住民の家が対象になっているのでしょうか。住民説明会すると言っていましたよね。軒数、どのぐらい軒数を対象にしているのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 吉田広毅君発言〕

○まちづくり推進課長（吉田広毅君） 高橋議員の御質問に対して御説明をさせていただきます。

先ほど住民説明会の対象者についてですけども、今回は都市計画道路の見直しに伴う説明会になりますので、全町民が対象の住民説明会を今後予定しております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） しつこくて申し訳ないんですけども、そんなに簡単に取り替えるものじゃないですので、やはりよく吟味していただいて、カーテンは横引きという思い込みもあったりすると思いますので、使い勝手はどうなんだろう、経費的なこともあると思いますけれども、慎重に検討していただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井憲寿君発言〕

○生涯学習課長（金井憲寿君） 沓澤議員の御質問の説明をさせていただきます。

当初、この補正をお願いする際に検討させていただいたのが、維持管理を考えまして、維持

管理がしやすいカーテンに交換するという事で検討はさせていただいたんですが、ちょっと縦型のという認識が私たちもなかったものですから、その辺につきましては、ちょっとまた、その予算の補正をいただいた後に、その予算の範囲内で変更が可能であれば、その辺も検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） 6 ページなんですけれども、橋りょうの問題で、中段ですね、歳出の。橋りょう維持事業のところ、2,760万ほどの減額補正が出ているんですけれども、この2つの項目のうちの上の橋りょう定期点検業務委託料は1,451万5,000円減額補正ということで、昨今、橋の老朽化というのが随分前から言われてきているわけなんですけれども、町内にある橋りょう、これを定期点検やっけていて安全を確保してもらっているわけなんですけれども、これだけ減額するという事は、点検料というか、経費が安くなったのか、それとも点検する項目が少なくなったのか、要するに法定点検の項目というのは必ずあると思うんですけれども、そういうものが少なくなったのか、いかなる理由でこの減額なのか、その辺を具体的に説明していただきたいと思うんですけれども。

○議長（黛 浩之君） 道路整備課長。

〔道路整備課長 宮下忠仁君発言〕

○道路整備課長（宮下忠仁君） 齊藤議員の質問に御説明させていただきます。

橋りょう点検に関しましては、道路法の42条で義務づけられておりまして、平成25年に技術基準が設けられております。

今回は、予定価格に関して65%の掛け率で35%入札残ということで、非常に安く落札されましたので、その入札残ということになっております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第10号 令和4年度上里町一般会計補正予算（第12号）についての件を起立

により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は13時30分からとします。

午前11時49分休憩

午後1時30分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程第17 町長提出議案第11号 令和4年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第17、町長提出議案第11号 令和4年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第11号 令和4年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

令和4年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,037万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億8,273万2,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款1国民健康保険税は2,418万7,000円の増額補正で、現状の決算見込額による増額となっています。

款3国庫支出金は7,000円の増額補正で、東日本大震災で被災された方に対する国民健康保険税の減免等の特例措置に対する補助金の増額となっています。

款 4 県支出金は233万円の増額補正で、歳出の療養給付費等の増額による普通交付税の増額や特別交付金の確定による増額となっています。

款 6 繰入金は2,601万2,000円の減額補正で、主な内容は、保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険税繰入金の増額や職員給与費等繰入金、その他一般会計繰入金の減額となっています。

款 7 繰越金は6,986万3,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっています。

歳入合計は、現計予算に対して7,037万5,000円を追加し、32億8,273万2,000円とするものでございます。

次に、歳出ですが、款 1 総務費は700万円の減額補正で、職員給与費の減額となっています。

款 2 保険給付費は145万円の増額補正で、医療費の増額見込みに伴う高額療養費の増額や出産育児一時金の減額となっています。

款 3 国民健康保険事業費納付金については、予算額に移動はありませんが、歳入の特定財源等の補正に伴う財源更正となっています。

款 5 保健事業費は87万5,000円の減額補正で、予防検診等補助金の減額となっています。

款 7 諸支出金は7,680万円の増額補正で、過年度の交付金等の精算による償還金の増額や前年度繰越金について、精算調整した一般会計への繰出金の増額となっています。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対し7,037万5,000円を追加し、32億8,237万2,000円とするものでございます。

以上、令和4年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 一般被保険者の保険税が2,418万7,000円ほど増える見込みということでもありますけれども、こちらは非加入者の増加によるものなののでしょうか。それとも階層の変動によるものなのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 山田 隆君発言〕

○税務課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

被保険者の数につきましては、年々減っていく状況にございます。今回増額となりますのは、

令和4年度税率改正もございました。また、収納率のほうも思ったよりよく上がっておりまして、その辺で現実の数字に合わせて今回増額補正となっております。よろしくお願いします。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ちょっとページが追えなかったんですけども、今回給付費、医療給付費が減額ということで、また、県のほうの納付金も合わせて減額ということで、この状況を見ますと、医療費が、1人当たりの医療費が落ちているというふうに考えていいのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

給付状況につきましては、先ほどちょっと副町長のほうからも御説明しましたように、一般被保険者医療給付費分の県に納付する納付金分、こちらにつきましては、移動はございませんでして、ただ、歳入があった分について財源補正ということでなっております。そのため、計上上は歳出の補正額はゼロということになっているということで御理解いただければと思います。

また、給付の状況でございますが、高額療養費につきましては229万円ということで、むしろ増加している状況でございます。ただ、差引きとして、出産育児一時金につきましては、当初20名の出産見込みとしておりましたけれども、現状においても、そこまではいかないであろうという見込みで2名分ということで84万円の減ということで予算計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回、その他一般会計繰入金が3,538万7,000円ほど減額ということで、当初見込みよりも、ごめんなさい、違った、違いました。

3,538万7,000円ということで、当初見込みよりも減って、8,432万2,000円になる見込みとなっておりますけれども、その他一般会計からの繰入れについては、2020年はもっと少なかったかなというふうに思っているんですけども、また、2019年に8,000円台になって、今ここに来ているかなという感じなんですけれども、これをいわゆる同一保険税に向けてゼロにしてい

たいという考え方なんですよね。単純にお尋ねするわけなんですけれども、1人当たりの保険者にいたしますとどのぐらいになるんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 山田 隆君発言〕

○税務課長（山田 隆君） 杳澤議員の御質問に説明させていただきます。

現在、県のほうで標準税率というものを試算されておまして、それとの差の状況をちょっと説明させていただければと思います。

令和4年度の11月算定というのがありまして、それと町の現状を比較いたしますと、まず、医療、後期、介護、合計となりますけれども、町の所得割のほうは10.17%、対して県の標準税率のほうは12.07%、それから均等割、県のほうでは2方式で言っているわけなんですけれども、町は均等割と平等割ございますので、合計で申し上げますけれども、町のほうが5万8,000円なのに対しまして、令和4年11月の県の標準税率が7万5,558円、ここがだいぶまだ差が開いているような状況でございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第11号 令和4年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 町長提出議案第12号 令和4年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（黛 浩之君） 日程第18、町長提出議案第12号 令和4年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第12号 令和4年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,410万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,089万5,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款2国庫支出金は2,025万5,000円の減額補正で、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金の減額となっています。

款3支払基金交付金は1,177万3,000円の減額補正で、介護給付費交付金の減額となっています。

款4県支出金は737万1,000円の減額補正で、介護給付費負担金、地域支援事業交付金の減額となっています。

款5繰入金は3,240万2,000円の減額補正で、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、その他一般会計繰入金、準備基金繰入金の減額となっています。

款6繰越金は769万6,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっています。

歳入合計は、現計予算に対しまして6,410万5,000円を減額し、21億3,089万5,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款1総務費は60万円の減額補正で、職員に係る給与費の減額となっています。

款2保険給付費は4,360万4,000円の減額補正で、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費等の減額となっています。

款4地域支援事業費は445万4,000円の減額補正で、職員に係る給与費、地域包括支援センター運営事業費の減額となっています。

款5諸支出金は1,544万7,000円の減額補正で、一般会計繰出金の減額となっています。

歳出合計は、歳入同様、現計予算に対しまして6,410万5,000円を減額し、21億3,089万5,000円とするものでございます。

以上、令和4年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由説明とさせていた

だきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 6ページの歳入の繰入金なんですけれども、準備基金繰入金、当初の予定では3,505万9,000円を予定していたわけなんですけれども、今回2,549万3,000円減額して、956万6,000円になったということであります。

いわゆる繰り入れる必要がなくなったということになるわけで、基金の残高は、そのことによってどのように変化するのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

基金残高につきましては、令和4年3月末現在、11億7,912万3,729円ございました。当初予算繰入額として3,505万9,000円、今回の3月補正におきまして2,549万3,000円を減額ということでございます。こちらを調整いたしますと、令和5年3月末現在の残高見込みといたしますと、1億6,955万7,729円となる見込みでございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回の補正は、ほとんど前年度繰越しはしっかり残った分をプラスしていくという形でしたけれども、歳入においては、ほとんどが減額で、そして支出のほうも給付費が減額ということで、その要因というのでしょうか、介護保険の対象者は高齢化になっているので保険者が増えて、そして利用状況が、1人当たりの利用状況が落ちているという考え方なのでしょうか。ちょっと教えてください。

○議長（黛 浩之君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

介護給付費につきましては、総体的に見ますと、1人当たりの給付費というのは伸びている状況にはございます。受給率が伸びている状況でございます。

ただ、今回3月補正で減額補正させていただいたものにつきましては、居宅介護サービス費は令和2年、3年ということで、コロナの影響を受け落ち込んだものの、サービスの回復が見込んだところがございまして、当初予算におきまして、伸び率を少し上回って計上をさせていただきましたところ、見込額ですね、伸び幅を見たんですけれども利用状況に大きく変化、令和3年度ですね、変化がなかったことによりまして、そこで差額が生じたことを減額とさせていただきます。

地域密着介護サービス給付費につきましては、認知症型共同生活介護、グループホームなんですけれども、地域密着の事業所が1事業所ごと、今年度6月に廃止となりましたことを受けて、そこに入居なさっていた方たちの給付費が施設のほうへ移ったりとか、特定施設入所のほうに移ったりということで、給付がそのところが大きく減額になりましたことを受け、ここでも減額ということになっております。

あと、施設介護サービス給付費、こちらについても、利用においては大きく変化はないんですけれども、令和6年3月で廃止予定となっております介護療養型医療施設の利用が全くなかったため、当初につきましては、昨年度中利用されている方がいらっしゃいましたので、そちらの金額を見込んだところ、要介護5で5人ほどいらっしゃったんですけれども、その方たちの利用が年度の当初の辺りでなくなりまして、その後、利用される方が当然廃止になる施設ですので、利用ということでの入居がなかったために、そこに大幅な、大体8割方、そこに予算組んでいたものの8割方が残ってしまうこととなりますので、これを減額となっております。

あと、もう1点、予防のほうですね。こちら地域密着型のグループホームなんですけれども、令和3年から利用がちょっとなかったものを一旦利用される場合には給付を確保しておかなければ支給ができませんので、当初は利用がありということで見たところなんですけど、今月に至りまして利用者も全くなりませんので、その分を総額として減額させていただきまして、総額給付におきまして4,360万4,000円の減というふうになってございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 1人当たりの給付率は伸びているという中で、それぞれ幾つかの事業所が廃止の傾向が見られているんですけれども、福祉施設の困難さ、職員を確保するのが困難だったりとか、様々な理由で全国的にそういう傾向が出ているようなんですけれども、上里の関わるこの事業者さんが廃止していく内容とすれば、個人的なことで聞いていいのかわからないんですけれども、こういった、例えば存続する手だて的に補助金とか、そ

ういう部分でカバーできない部分とかがあったことによるんでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

このたび事業所廃止となった事業所におきましては、法人とか一定のグループで事業を実施している場合には事業主体が大きいので、大変な、窮する部分についてを補うことができるように見受けているところなんですけれども、こちらの事業所においては、このグループホームを1つのみ経営ということで、個人事業でやっておりましたので、この経営者の方が高齢になりまして、後継者の方を見つけていらっしゃったようなんですけれども、なかなかそちらのほうが見つからないというところで、ご自分の都合で大変申し訳ないんですが、利用者さんの移転先をちゃんと確保した後の廃止というところで今回は伺っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第12号 令和4年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 町長提出議案第13号 令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第19、町長提出議案第13号 令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第13号 令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ943万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,144万5,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款3繰入金は1,350万4,000円の減額補正で、保険基盤安定負担金の確定による繰入金及び事務費繰入金の減額となっています。

款4繰越金は378万1,000円の減額補正で、前年度繰越金の増額となっています。

款5諸収入は28万7,000円の増額補正で、人間ドック補助金の歳出増に伴う増額となっています。

歳入合計は、現計予算に対して943万6,000円を減額し、3億6,144万5,000円とするものでございます。

次に、歳出となります。

款1総務費は15万円の増額となり、人間ドック補助金申請者の増加による増額となっています。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は958万6,000円の減額補正となり、広域連合への負担金確定に伴う保険基盤安定負担金分、共通経費負担金分の減額によるものとなっています。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対し943万6,000円を減額し、3億6,144万5,000円とするものでございます。

以上、令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 広域連合の納付金がだいぶ減っているわけなんですけれども、この納付金が減った理由として一番大きく考えられることは何があるんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 歳出のほうの埼玉県後期高齢者広域連合負担金の減の内訳でございますが、基本的には共通経費分の減額ということで、いわゆる一般事務費分の減といったところが原因でございます。

また、この共通経費の分につきましては、均等割、高齢者人口割、また、総体の人口割ということの区分のほかに、広域連合の中の最終的な剰余金の精算もございまして、そちらのほうの配分もございました。

そうした中で、人口、特に高齢者人口かなと思うんですが、そちらの見込みよりも少なかったということで、予算を組むときは定石だとは思いますが、多少大目に見ていたという結果として今回減額に至ったというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 後期医療保険につきましては、なかなか全体像が見えてこない、納付金にお任せしている部分が大きいので、一番心配しているのは、後期医療保険の負担というんでしょうか、医療にかかったときの窓口負担が10月から2倍になった方がかなりいらっしやると思うんですね。それで、医療控えというのも実際耳にしています。そうしたことで、上里町の皆さん、対象者の皆さんが医療、10月前と後で顕著に変わった部分がないのかどうかというのを少しお尋ねしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

高齢者の方々の医療費の動向ということかなと思うんですけれども、現段階においては、それぞれの月で状況として捉えていないものがございますので、今傾向がどうかということはやっと申し訳ございませんが、手元に資料ございませんのでお答えできないということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） 6 ページの上のほうの人間ドックの補助金のことなんですが、これが15万計上されていますけれども、これ恐らく1人当たり2万5,000円だと思うんですけども、それで間違いないでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） すみません、ちょっと私のほうで資料のほう持っていなかったもので、後ほど御説明させていただければと思うんですが、申し訳ございません。

○議長（黛 浩之君） 8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） これに関連して、実は後期高齢者になると、脳ドックの補助金が加算されないとか、出ないとかというふうな町民からも、何で齊藤さん、高齢者になると脳ドックの補助金がカットされてしまうんですかねということ、じゃ後で調べますよということで保留にしてあるんですけども、それについて、ちょっと説明していただけますか。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 齊藤議員の御質問に御説明させていただきます。

当初から脳ドックの補助金は後期高齢者医療連合会のこの制度の中ではございませんので、すみません、設立当初の補助金の在り方として、どのように考えていたのかまではちょっと申し訳ございませ、今手元にもそういった情報ございませんので御説明できませんけれども、ただ、恐らくその経費の中で、当然その部分について、必要になれば保険料との加算等もあるといったところから、最終的な見込みとして脳ドックですか、のほうについて、メリット・デメリット等の検討もあつたのではなかろうかなというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） そうすると、高齢になると、特に疾患が今回の一般質問でしましたけれども、生老病死という言葉があるんですけども、加齢することによって、人間の体というのはいろいろな疲弊が出てくるということによって、女性に対する、女性特有のそういった疾患とか、男性なら男性に起こる疾患があるわけですね。例えば男性だと前立腺がんとかあるわ

けですけれども、そういった脳なんというのは、要するに共通して男女隔たりなく該当すると思うんですけれども、やはりそういったところは、そういう縛りがあって、後期高齢者保険制度の中にはないということであるのであれば、今後高齢者の先日の質問の中の8,000人以上我が町でもいるわけですから、そういうことに対して、前向きにやはり今後取り組んでいくほうがいいんじゃないかなというふうに考えるわけですが、その辺の見解を願いますか。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 齊藤崇議員の御質問に御説明させていただきます。

脳ドックを年齢で区切るのはどうなんだろうかというのが端的な御質問なのかなと思うんですけれども、先ほど来も御説明申し上げていますように、本医療につきましては、町が行っているものではございませんで、埼玉県全県下の集合体において行っておりますので、そういったところについて、先ほども申し上げましたように、今現状でなぜないのかといったことが大変申し訳ございません、御説明できない中で、町のほうの方向性と言われましても、なかなか答えの出しようがないところでございます。

ただ、その辺については、確認をさせていただきながら、また、そういった対応について、町として方向は考えていきたいなと思っております。

また、併せまして、先ほど御質問いただきました人間ドック1人当たりの金額でございますが、大変申し訳ございませんでした。2万5,000円でございますので、そういったことで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第13号 令和4年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第20 町長提出議案第14号 令和4年度上里町水道事業会計補正予算（第5号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第20、町長提出議案第14号 令和4年度上里町水道事業会計補正予算（第5号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第14号 令和4年度上里町水道事業会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

上里町水道事業会計補正予算書の最初のページを御覧ください。

第1条、令和4年度上里町水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

第2条、令和4年度上里町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の補正につきましては、令和4年11月から令和5年2月まで実施しております水道料金一部減免事業額の確定によりまして、補助金に余剰額が発生することから減額補正を行うものでございます。

収入予算につきましては、第1款事業収益を既決予算額に対しまして1,300万円減額し、5億7,531万4,000円とするもので、第2項営業外収益を減額する補正でございます。

2ページをお願いいたします。

第3条、予算、第4条、本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,353万8,000円を1億8,458万8,000円に、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額2,040万5,000円を1,218万5,000円に、繰越利益剰余金処分額3,913万5,000円を3,842万7,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の資本的収入及び支出の補正につきましては、当初予定しておりました水道管更新等の工事が他事業の進捗により未工事になったことや、落札額による工事請負費の余剰金、資本費平準化債の借入額確定により企業債の減額補正を行うものでございます。

まず、収入予算につきましては、第1款資本的に収入既決予算額に対しまして8,150万円減額し、2億1,378万3,000円とするもので、第1項企業債を減額するものでございます。

続いて、支出予算につきましては、第1款資本的支出を既決予定額に対しまして9,042万

8,000円減額し、3億9,837万1,000円とするもので、第1項建設改良費を減額する補正でございます。

第4条、予算第5条に定めた企業債を次のように補正し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改めるものでございます。

起債の目的の建設改良費の限度額を補正後限度額1億6,520万円に、資本費平準化債の限度額を2,700万円に改め、計を1億9,220万円と改めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

第5条、予算第9条本文中、繰越利益剰余金のうち3,913万5,000円を3,842万7,000円に改め、利益剰余金の処分額を次のとおり補正するものでございます。

減債積立金を既決予定額に対しまして70万8,000円減額し、3,842万7,000円とするものでございます。

第6条、予算第11条に定めた他会計からの補助金の金額を次のように改めるものでございます。

新型コロナウイルス対策水道料金等減免に要する経費に伴う補助を既決予定額に対しまして1,300万円減額し、6,090万円とするものでございます。

以上、令和4年度上里町水道事業会計補正予算（第5号）の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第14号 令和4年度上里町水道事業会計補正予算（第5号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎散 会

○議長（黛 浩之君） 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時13分散会